

○平成六年郵政省告示第四百二十四号（端末設備等規則の規定に基づき識別符号の条件等を定める件）の一部を改正する告示案 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>一 識別符号の符号長は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる条件によるものとする。</p>		<p>一 [同上]</p>	
使用する無線設備の区別	識別符号の符号長	使用する無線設備の区別	識別符号の符号長
[一〜七 略]		[一〜七 同上]	
<p>八 電波法施行規則第六条第四項第四号に規定する小電力データ通信システムの無線局（以下「小電力データ通信システムの無線局」という。）の無線設備及び同項第十一号に規定する五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局（以下「五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局」という。）の無線設備</p>	[略]	<p>八 <u>電波法第四条第一項第三号に規定する無線局であつて</u>電波法施行規則第六条第四項第四号に規定する小電力データ通信システムの無線局（以下「小電力データ通信システムの無線局」という。）の無線設備</p>	[同上]
[九〜十三 略]		[九〜十三 同上]	
<p>二 使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる方法によるものとする。</p>		<p>二 [同上]</p>	
使用する無線設備の区別	使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定の方法	使用する無線設備の区別	使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定の方法
[一〜五 略]		[一〜五 同上]	

六 小電力データ通信システムの無線局の無線設備及び五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局の無線設備	[略]
[七～十一 略]	

六 小電力データ通信システムの無線局の無線設備	[同上]
[七～十一 同上]	

[三 略]

[三 同上]

四 一の筐体に収めることを要しない無線設備又はその装置は、次のとおりとする。

四 [同上]

- 1 小電力データ通信システムの無線局の無線設備(五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。) 五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局の無線設備又は七〇〇MHz帯高度道路交通システムの無線局の無線設備であつて、次の条件を満たすもの

- 1 小電力データ通信システムの無線局の無線設備(五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。)又は七〇〇MHz帯高度道路交通システムの無線局の無線設備であつて、次の条件を満たすもの

〔一・二 略〕

〔一・二 同上〕

[2・3 略]

[2・3 同上]

五 端末設備等規則第三十六条の規定により同令第九条の規定を準用する自営電気通信設備は、次のとおりとする。

五 [同上]

[1～6 略]

[1～6 同上]

- 7 小電力データ通信システムの無線局の無線設備 又は五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局の無線設備を使用する自営電気通信設備

- 7 小電力データ通信システムの無線局の無線設備を使用する自営電気通信設備

[8～12 略]

[8～12 同上]